

経済学研究科博士学位審査に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、課程による者の博士学位申請論文の審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、博士学位の授与決定は、博士学位申請論文の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 博士学位申請論文審査について

博士学位申請論文の評価は、学位授与方針を踏まえて、以下の観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。なお、その評価は、合格或いは不合格とする。

- (1) 論文の独創性
- (2) 論文構成の明晰性
- (3) 研究手法の適切性
- (4) 課題に対する結論の妥当性
- (5) 先行研究に対する検討度
- (6) 専門用語の使用に関する適切性
- (7) 脚注、注記、引用・参考文献の適切性
- (8) 論拠となるデータの信頼性、図表の正確性と適切性
- (9) 研究者として自立できる潜在的な能力

2. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。学位授与方針を踏まえて、以下の観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。なお、その評価は、合格或いは不合格とする。

- (1) 博士学位申請論文に関連する知識の有無とその水準
- (2) 専門分野に関連する高度な学識の有無とその水準
- (3) 自身の研究に関する学問的意義の認識とその程度
- (4) 自身の研究に関する社会的意義の認識とその程度
- (5) 試問に対する自身の研究を踏まえた論説の明晰性

3. 評価結果の取扱いについて

博士学位請求論文の審査結果、及び最終試験の評価結果については、可否に関して、成績原簿、及び成績証明書に記載する。

4. 評価結果に関する問い合わせについて

博士学位申請論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者については、博士学位授与決定日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

5. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
- 2) この取扱要領は、2022年10月20日から施行する。

以上